

本日はお話しすること

- ・伊賀市の概況
- ・支援体制
- ・住まい支援の取組状況、課題と気づき
- ・モデル事業で取り組みたいこと

伊賀市役所 健康福祉部 生活支援課
生活支援係 田中 宏明

社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会
くらし支援課 寺田 浩和

伊賀市の概況

2004（H16）年11月1日1市3町2村が合併して誕生。面積558.23km²。

介護保険 要介護認定の状況

被保険者	29,176
要支援1	968
要支援2	843
要介護1	1,486
要介護2	867
要介護3	749
要介護4	829
要介護5	407
合計	6,149

2024（R6）年3月末現在

世帯の状況

世帯数	合計	40,577
高齢者単独	世帯数	13284
	割合	32.7%
高齢者一人暮らし	世帯数	7508
	割合	18.5%

2023（R5）年3月末現在

人口	85,340人
世帯	40,448世帯
高齢化率	34.1%
外国籍住民	5,970人
生活保護世帯	538世帯
ひとり親世帯（※）	667世帯
手帳交付数 （児・者）	身体: 3,954人
	療育: 957人
	精神: 843人
住民自治協議会	39
自治会	278
民生委員児童委員	（定数）311人

2024（R6）年3月末現在

（※）は児童扶養手当の受給資格のある世帯数

☆2024（R6）年度当初予算 民生費 149億4777万9千円
介護保険特別会計 105億8844万4千円



伊賀市の支援体制

- 生活困窮者支援の窓口（自立相談支援機関）を直営（生活支援課）と委託（伊賀市社協）の2カ所設置。
 - ・それぞれのメリット：相談窓口が2つあることで、相談者が相談しやすい窓口を選択できる。
 - ・直営窓口の特徴：自立相談支援機関を含め直営で行っている機関が多く、庁内他課の連携が取りやすい。
（地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、児童発達支援センターなど）
生活支援課内に保護係もあるので、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の連携が取りやすい。
 - ・社協窓口の特徴：生活福祉資金貸付や生活困窮者自立支援制度の任意事業との連携が取りやすい。
市に比べ、福祉の専門性を安定して維持できる。

自立相談支援機関名称は
「くらしサポートセンターおあいこ」

- 相談事案調整会議の設置
伊賀市地域ケア会議設置要綱で規定。本人同意のない事案について関係者間で情報共有をする会議（重層的支援体制整備事業における支援会議の位置づけ）
- 相談支援包括化推進員の設置
福祉部の各課と伊賀市社協に設置。複合化する課題を抱える方の支援において、各相談窓口が押し付け合いにならないよう、普段から情報共有や調整を行っている。
（月1回包括化推進ミーティングを実施。ミーティング内では、相談事案調整会議のモニタリングも実施。）
- 保証ニーズに関するプロジェクトチームの設置
地域福祉計画本部会議が必要に応じてプロジェクトチームを設置。「保証ニーズに対応するしくみプロジェクトチーム」では、保証人や緊急連絡先が確保できないために、入院・入所・住まい・就職等で課題を抱える方への支援策を検討。

伊賀市 重層的支援体制整備事業の体系図 (包括的相談支援・多機関協働・継続的支援を中心に)

地 域 住 民

民生委員・児童委員による地域での活動
13名の「地域福祉コーディネーター」の「アウトリーチ」を含む地域での支援
相談支援包括化推進員 1名

地域包括支援センター
相談支援室 (市直営 3カ所)
【中部・東部・南部】

- ・高齢者の総合相談窓口、と共に分野を問わない福祉相談の一次窓口
 - ・民生委員、社協地域センター、地域福祉コーディネーター、市役所支所に寄せられた相談を一次窓口として集約
 - ・保健・福祉・介護の専門職チーム
- 相談支援包括化推進員 2名** (相談支援室)

生活困窮自立相談支援機関
(直営 1 + 委託 1)
【生活支援課・社協おあいこ】

- ・「生活でお困りのこと」について経済的困窮だけでなくひきこもり、社会的孤立もふくめ幅広く相談対応
 - ・福祉・就労・伴走型支援の専門職チーム
- 相談支援包括化推進員 1名** (生活支援課)
相談支援包括化推進員 1名 (社協)

相談支援包括化推進員によるコーディネート

地域福祉計画推進委員会で地域課題を施策に反映

反映

福祉施策調整会議
【医療福祉政策課】

- ・地域ケア会議で抽出した地域課題を施策に反映。
 - ・相談支援包括化推進員、地域福祉コーディネーターも参加
- ※相談支援包括化推進員 1名**

地域課題を政策化するためのコーディネート

助言

地域福祉アドバイザー

介護高齢福祉課

障がい福祉課

障がい者相談支援センター
相談支援包括化推進員 1名

こども家庭支援課
相談支援包括化推進員 1名

こども未来課

生活支援課

健康推進課

抽出地域課題

税・教育・住宅部局
学校・隣保館など
地域の関係機関

地域ケア会議【地域包括支援センター調整係】 **※相談支援包括化推進員 1名**

- ・「地域生活課題の解決」が会議の目的 「個別会議」「運営会議」「担当者会議」「相談事案調整会議」を開催。
- ・福祉部局・社協の職員だけでなく、必要に応じて、本人、家族、地域住民、税や教育の部局、地域の関係機関も参加
- ・社会福祉法「支援会議」介護保険法「地域ケア会議」生活困窮者自立支援法「支援会議」に位置づけ

本人同意が得られるケースは重層的支援会議を実施

相談支援包括化推進員が、多機関連携が必要な相談支援・地域課題の把握・施策への反映をコーディネート

空き家等の有効利活用

【空き家活用】伊賀市のとりくみについて

伊賀流空き家バンク（伊賀市住宅課 空き家対策室）

空き家所有者
登録

購入

不動産投資家
(大家)
購入

提供



関係者

住宅相談

マッチング

伊賀市居住支援協議会

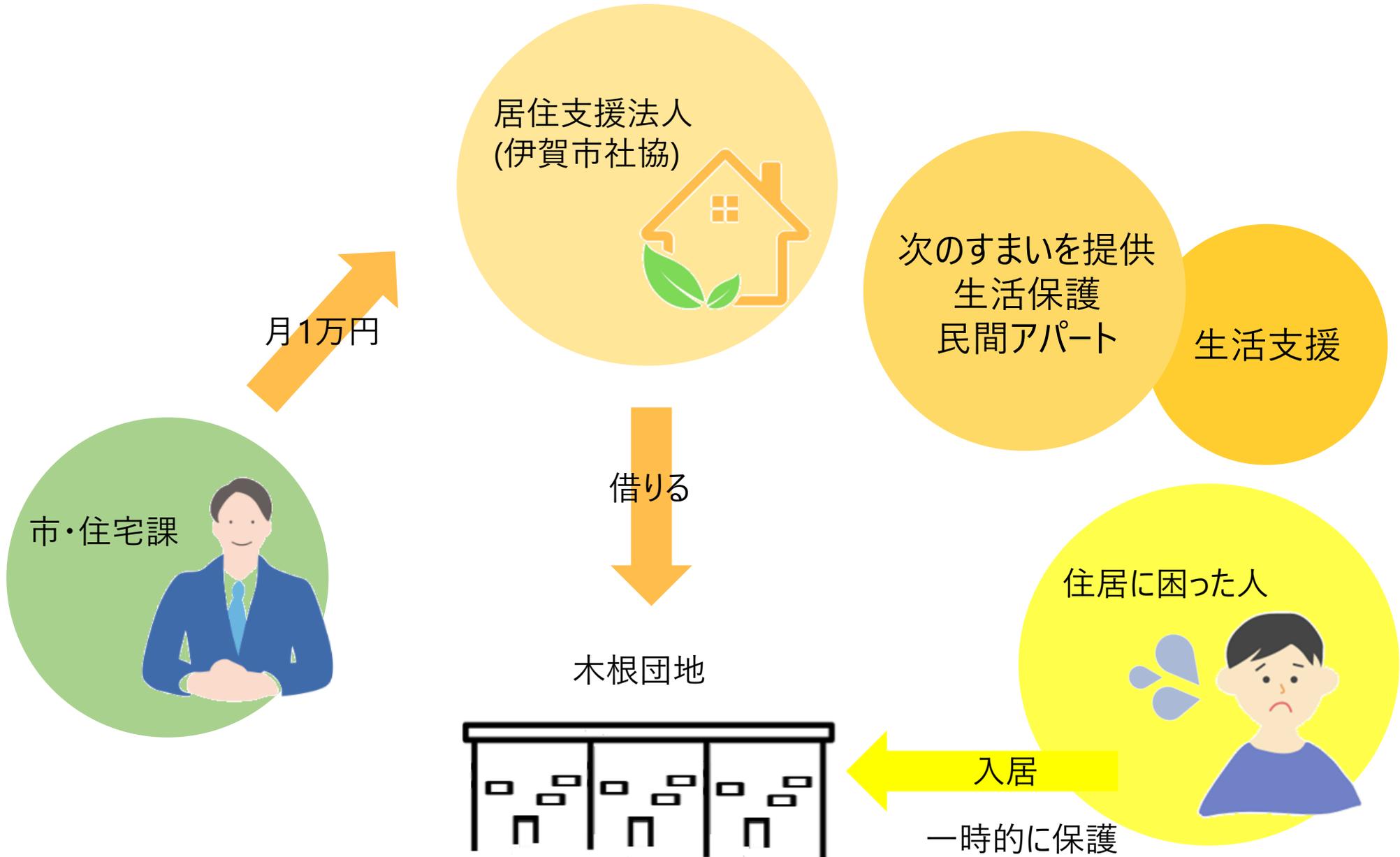
生活支援 - 自立相談・地域相談・各関係機関



居住支援法人(伊賀市社協)

居住確保要配慮者

市営住宅を利用したとりくみ



- ・今、生活の基盤である「居住」が脅かされている。
- ・居住確保要配慮者に明日からも頑張ろうと思えるようなところに住んで欲しい。

居住とは・・・

居住とは、一定の住まいを定め、そこに住んで自分たちの生活を営むこと。
その場所を居住地（きょじゅうち）といい、通常そこが自宅（じたく）とされ、そこへ帰ることを「帰宅（きたく）する」と称される。

そこに家族の生活の拠点を定めて、寝食を共にし、
子供を育て、客を招き、社会活動、経済活動を行
い、生活をしていくこと。

プロジェクト参加までの取り組み

- 平成27年より 三重県居住支援連絡会参加
- 平成28年より 住宅相談会を開始
- 令和元年 居住支援法人としての活動を開始
- 令和 3年より 三重県・伊賀市各課・居住支援法人で居住に関する課題検討を開始
- 令和 5年 国交省 住居支援協議会伴走支援プロジェクトへ応募

-
- その他
- 平成20年 厚労省 社会福祉推進事業 地域福祉の推進における「保証機能」のあり方に関する研究事業
 - 平成21年 厚労省 社会福祉推進事業「地域福祉あんしん保証システム」構築事業「地域で保証機能を担うしくみづくり」に向けて「地域福祉あんしん保証推進プロジェクト」・「地域福祉あんしん保証事業」の基本構想



私たちが思っていた課題

- ・住宅確保要配慮者に適した物件がない
完全に貸し手市場で家賃が高い
- ・保証人、緊急連絡先の問題
入居後の伴走型支援をどうするのか
- ・官民で協議する場がない



私たちが気づいたこと

- ・不動産事業者は彼らなりに困っていることが多くある
- ・不動産事業者も努力してくれている
- ・いかに福祉サイドの思いだけを押し付けていたか・・・

不動産事業者は味方である

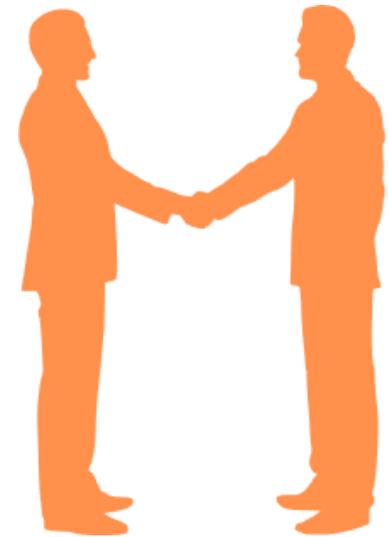


目標を設定

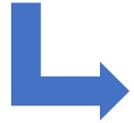
不動産事業者のみなさんと継続的に
話し合える関係、場をつくる

私達の目指すところ

居住は地域生活の礎。
住居が安定することで
本人らしいくらしが実現する。

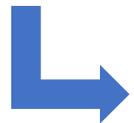


- 課題共有が行政（福祉部局・住宅部局）にとどまっており、民間業者の居住支援の参加を促したい



居住支援用住居の確保

- 公営住宅の有効活用を含め、住居確保要配慮者に対応できる物件把握
- 保証人不要の入居物件の確保



みんなで住居の課題について検討できるプラットフォームの確立

居住支援協議会の重要性と課題

- 市区町村の居住支援協議会は、関係者の連携等を図る地域のプラットフォームの機能を果たすほか、居住支援団体等と連携しながら居住支援サービスを提供するなど、地域の居住支援体制において特に重要な役割を担っている。
- そのため、住生活基本計画（令和3年3月）において、市区町村の居住支援協議会に関する成果指標を新たに策定するなど、その設立を促進することとしているが、令和4年度末時点で居住支援協議会を設立した市区町村は86市区町にとどまっている。



一方で、市区町村では設立に向けて様々な課題を抱えていることも・・・

(例) 居住支援協議会の設置に意欲はあるが関係者の合意が得られない／どうやって設立すればよいか分からないなど

👉 居住支援協議会の設立意向がある**市区町村**を募集し、**ハンズオン支援を実施！**

👉 市区町村の**設立を支援する都道府県**を募集し、**支援を実施！**

居住支援協議会の重要性と課題

民間、公営共に
住居確保要配慮者向けの
物件が**圧倒的に少ない**

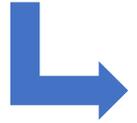


完璧な売り手市場

保証人の問題
入居時
退去時
緊急連絡先

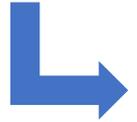
入居後の伴走型支援

課題 1 : 住宅確保要配慮者向け住宅が少ない。(完全な売り手市場)



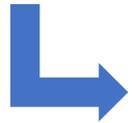
伊賀市居住支援協議会を立ち上げ、官民の協議の場を確保する。

課題 2 : 保証人・緊急連絡先の確保



保証ニーズプロジェクトチームで協議検討。まずは、PTコアメンバーで事前検討を行う。

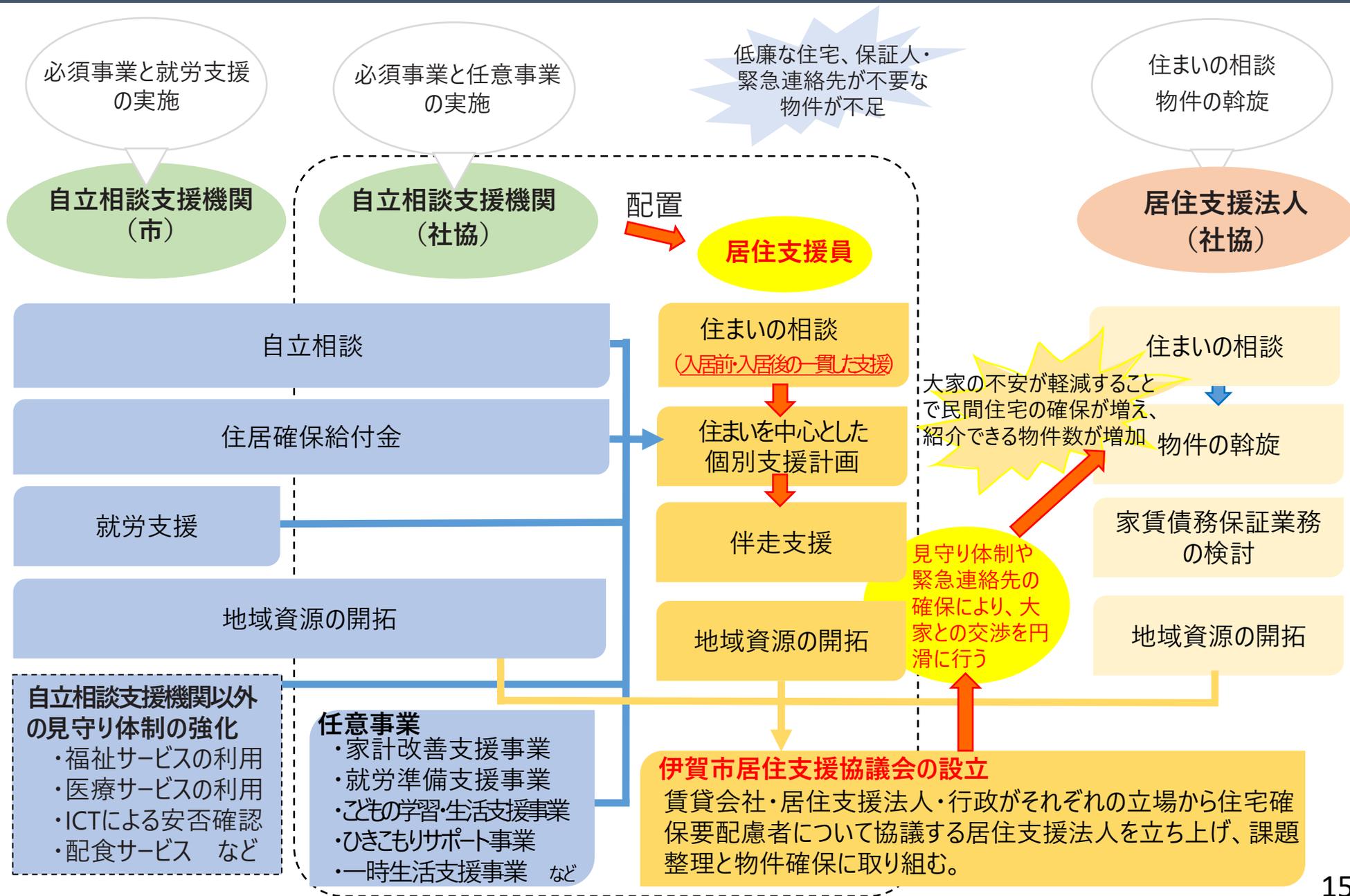
課題 3 : 入居後の伴走支援



自立支援相談期間（伊賀市社協）に居住支援員を配置
要配慮者への支援と大家の安心を確保する。

**要配慮者・大家、それぞれにとっての「安心の住まい」とすることで、
本人らしい生活と民間住宅の確保を行う。**

居住支援員の役割



伊賀市版 住まい支援システムの構築（案）

